

津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱

平成17年3月31日 国港海第569号：港湾局長→都道府県知事、政令市長、一部事務組合管理者、東北～九州地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長
最終改正：平成21年3月31日 国港海第292号

第1 目的

津波・高潮危機管理対策緊急事業（以下「本事業」という。）は、港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域内において、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

第2 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

第3 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号。）第40条第1項第1号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 以下のいずれかに該当する海岸であること。
 - ① 東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸
 - ② 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸
- (2) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下「事業計画」という。）が策定されている地区であること。
- (3) 事業計画に従って実施される事業であること。
- (4) 一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。
- (5) 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限ること。
 - ① 当該対策により、施設の耐震化に資するもの
 - ② 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの
 - ③ 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの
- (6) 本事業に要する事業費に関して、ハザードマップ作成支援（耐震調査等）のソフト対策に要する経費は、海岸管理者毎に当該年度に採択する事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することが出来るものとする。

- (7) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。
- (8) 海岸管理者毎に当該年度採択する事業計画の総事業費が以下のとおりであること。
 - ① 都道府県が行うもの 5,000万円以上
 - ② 市町村が行うもの 2,500万円以上

第4 事業の内容

本事業の内容は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。(第3(1)②の海岸については、次の(1)～(4)を対象とする。)

- (1) 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- (2) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- (3) 津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査)
- (4) 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- (5) 津波防災ステーションの整備
- (6) 避難対策としての管理用通路の整備
- (7) 避難用通路の設置(堤防スロープ等)

ただし、(3)の施策については、上記(1)～(7)〔(3)を除く〕の施策と併せて実施することとする。

第5 事業計画

1 事業計画の作成

海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、当該事業に係る事業計画を作成するものとする。

2 事業計画の内容

事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 海岸の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 計画の内訳
- (4) 成果目標
- (5) その他参考となる事項

3 事業の実施

(1) 海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。

(2) 海岸管理者は、1の規定に基づき作成された事業計画に掲げる事業の実施について、国の補

助金の交付を受けようとする場合は、国土交通大臣に協議し、その同意を得るものとする。

(3) 海岸管理者は、同意を得た事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。

4 事業計画の変更

海岸管理者は、同意を得た事業計画を変更しようとする場合には、上記3の(2)の手続きに準じて行うものとする。

第6 国の補助金の交付

- 1 国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。
- 2 海岸管理者は、事業計画及び配分された予算の範囲内において、海岸毎の予算配分、海岸間の流用等を自らの裁量により実施できるものとする。

第7 国の助言

国は、本事業の実施に当たって、必要な助言を行うものとする。

第8 報告

- 1 海岸管理者は、事業完了後、速やかに当該事業のもたらす効果等について評価を行い、これを公表するとともに、国に報告を行うものとする。
- 2 その他国が必要と認めた場合、当該事業の効果等に関する報告を行うものとする。

第9 その他

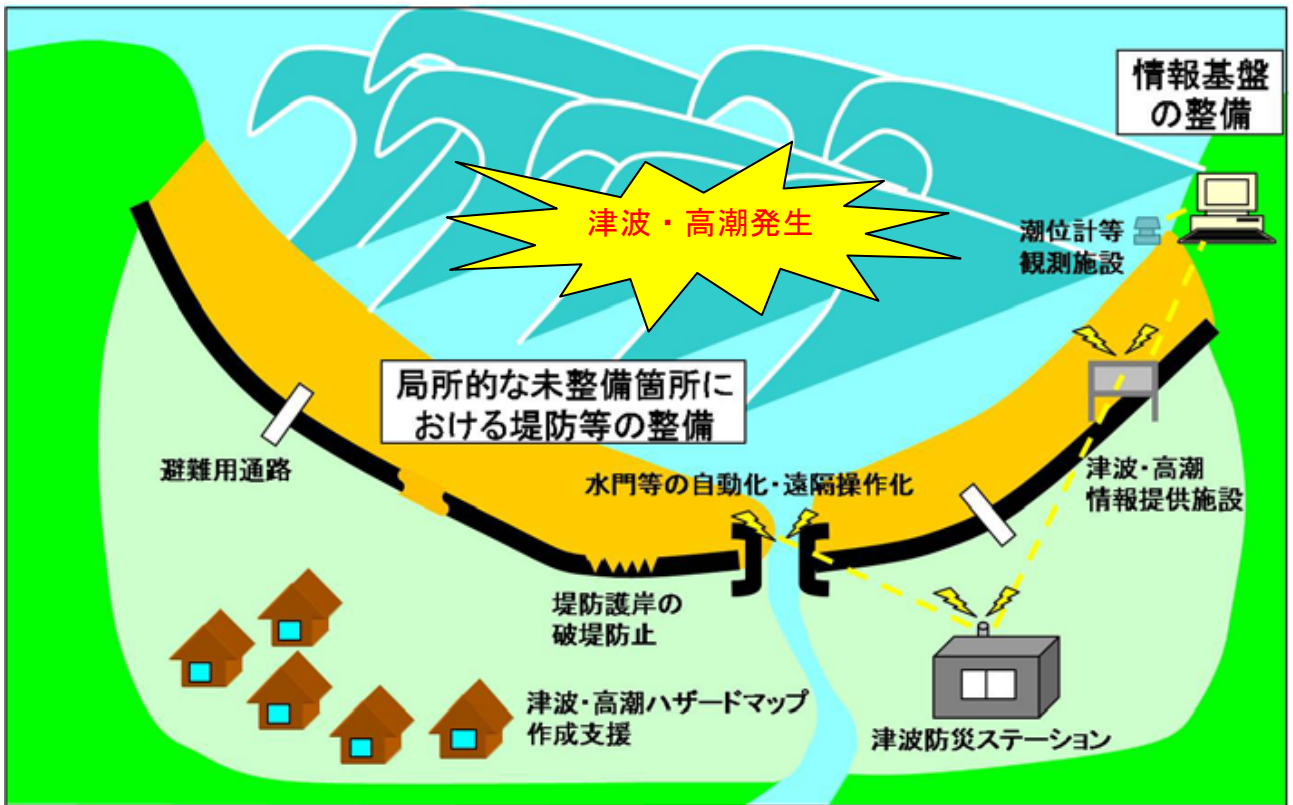
この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

経過措置

「津波危機管理対策緊急事業実施要綱」（平成17年3月31日付け国港海第569号港湾局長通知。）第5、3（2）の同意を得た「津波危機管理対策緊急事業計画」であって、本実施要綱第1から第4に定める事項に合致しているものについては、本実施要綱第5、3（2）の同意を得た「津波・高潮危機管理対策緊急事業計画」として扱うものとする。

附 則

この実施要綱は、平成21年4月1日から施行する。



○津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱の運用

平成17年3月31日 事務連絡：港湾局海岸・防災課長→
地方整備局港湾空港部長、北海道開発局港湾空港部長、
沖縄総合事務局開発建設部長
最終改正：平成18年3月31日 事務連絡

第1 趣旨

港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業の実施については、「津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱」（平成18年3月31日付け国港海第506号港湾局長通知。以下「要綱」という。）によるほか、この通知に定めるところにより、実施するものとする。

第2 事業の実施

- 1 要綱第5の3の(2)の同意を得るに当たっては、事業計画（別記様式第2号及び様式第3号）を作成の上、別記様式第1号により事業計画協議書（以下「協議書」という。）を提出するものとする。
- 2 国土交通大臣は、1により提出された協議書を審査の上、事業を実施することが適当と認められるときは、当該事業計画を同意するものとする。

第3 事業計画の変更

- 1 要綱第5の4の事業計画の変更で同意を必要とするものは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 施策の新設又は廃止
 - (2) 事業実施期間が5年を超える変更
 - (3) その他主要な施策の著しい変更
- 2 要綱第5の4の事業計画の変更で同意を得るに当たっては、別記様式第4号により事業計画変更協議書（以下「変更協議書」という。）を提出するものとする。
- 3 国土交通大臣は、2により提出された変更協議書を審査の上、その変更の内容が適当と認められるときは、当該変更に同意するものとする。

第4 事業計画の事後評価

要綱第8の(1)の報告については、当該事業計画書（別記様式第3号）にて具体的数値目標を設定した成果目標等に基づき評価を行い、報告するものとする。

第5 その他

隣接する一連の海岸において当該事業を実施する場合、一の主務大臣の下で事業実施されることが、背後浸水区域の防護又は住民避難の観点から効果的かつ効率的であると認められるときは、海岸法第40条第2項に基づく大臣間協議等を活用することを原則とする。

(別記様式第1号)

津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画協議書

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○○○ 殿

○○県（都道府）知事 ○○○○印
又は○○県（都道府）○○市（町村）長○○○○印

○○港海岸等において、津波・高潮危機管理対策緊急事業を実施したいので、津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱（平成18年3月31日付け国港海第506号港湾局長通知）第5の3の(2)の規定に基づき別紙事業計画書により協議します。

(別記様式第2号)

津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画総括表

都道府県名		海岸管理者名		計画期間	平成○年度～平成○年度
-------	--	--------	--	------	-------------

海岸名	施設名等	実施内容等	総事業費 (千円)		施設予定 期 間	備考
			ソフト	ハード		
	小 計					
	小 計					
	小 計					
合 計						ソフト費用/総事業費=○%

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、すべて記載すること。
 なお、本表に記載された海岸は別記様式第3号により海岸毎の事業計画書を作成すること。
 2 施設名等には、実施する項目(例えば、護岸破堤防止、ハザードマップ作成支援等)を記載すること。
 なお、ハザードマップ作成支援は、津波・高潮の別を明記すること(「津波ハザードマップ作成支援」等)。
 3 実施内容等欄には、整備内容を簡潔に記載すること。
 4 総事業費欄には、海岸毎の小計も記載すること。
 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。
 6 合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用(耐震調査等ハザードマップ作成支援経費)の割合を記載すること。

(別記様式第3号)

〇〇港海岸 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	
沿岸名	事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合(%)
	郡 町 大字 地先	平成 年 月 日告示	国	都道府県	市町村 其他
	市 村				
海岸の概要	被災歴		海岸背後地区の津波・高潮避難支援等に係る成果目標		
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	海岸延長※(m)		支 援 人 口 (人)	防 護 面 積 (ha)	その他の成果目標
					※避難時間短縮目標等を記載する。 ※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。(他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載) <例>想定津波到達時間までに安全に避難できる住民2,000人→3,000人
事業の概要	計画における位置づけ		地域防災計画等における当事業の位置付け		
※事業の目的、整備の方法等を記述する。					
計 画 の 内 訳	実施予定期間	計画総事業費	千円(うち耐震調査等のソフト経費 千円)		
	施設名等	設備内容	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性
	合計				
連携ソフト施策		地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への津波又は高潮に関するパンフレットの配布			

- ※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。
 ○添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準断面図、構造図等を添付)
 (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)
 (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

(別記様式第4号)

津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画変更協議書

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○○○ 殿

○○県（都道府）知事 ○○○○印
又は○○県（都道府）○○市（町村）長○○○○印

○○港海岸等において、津波・高潮危機管理対策緊急事業事業計画を下記のとおり変更したいので、津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱（平成18年3月31日付け国港海第506号港湾局長通知）第5の4の規定に基づき協議します。

記

1 変更の理由

別紙のとおり

2 変更の概要

3 添付書類

(1) 事業計画書

(注) 1 別記様式第2号及び様式第3号によるものとする。

2 別記様式第3号については、施策を変更又は新規に追加する海岸のみ添付すること。

3 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、別記様式第2号については、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

(2) 変更の理由を補足するための写真及び資料